

特定健康診査および 特定保健指導の実施状況について

平成 28 年度における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況の集計をしましたので、平成 26 年度及び平成 27 年度の実施状況と併せてお知らせいたします。

平成 28 年度の特定健康診査の受診率は、組合員は 94.9%と昨年度と同様でしたが、被扶養者の受診率は昨年度に比べ 4.5% 上昇し 55.9%となりました。全体の受診率でも昨年度に比べ 1.7% 上昇し 84.8%となりました。組合員の受診率は 94.9%と高い受診率であるのに対して、被扶養者の受診率は 55.9%と低い状況です。被扶養者の方は昨年 5 月に送付しました『特定健康診査受診券』をお住まいの市町村が実施する住民健診や特定健康診査実施医療機関で使用することで、特定健康診査を無料で受診することができます。

共済組合では、特定健康診査の受診率の向上を図るため、昨年 11 月中旬に特定健康診査の未受診者に対し受診勧奨通知を送付しています。『特定健康診査受診券』の有効期限は、平成 30 年 3 月 31 日となっておりますので、受診されていない方はお早めにご利用ください。

平成 28 年度の特定保健指導の終了率は、組合員は昨年度に比べ 0.1% 上昇し 16.2%となりましたが、被扶養者は昨年度に比べ 2.7% 低下し 11.4%となりました。全体の終了率でも昨年度に比べ 0.1% 低下し 15.8%と依然として低い状況が続いています。特定保健指導の対象となる方は、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）の傾向があり、将来的に生活習慣病のリスクが高まることが予想されます。ご自身の健康のためにも特定保健指導を受診してください。

共済組合では、特定保健指導の終了率の向上を図るため、特定保健指導の未受診者へ適宜、受診勧奨通知を送付させていただきますのでご協力をお願いします。

また、毎年 11 月に特定健康診査及び特定保健指導の実施率について国へ報告をしています。この実施率の状況等が、後期高齢者支援金を算定する際の基礎数値（加算・減算制度）とされ、実施率が低い保険者には支援金が加算されることとなります。特定健康診査及び特定保健指導の対象となる方は受診をお願いします。

■ 特定健康診査及び特定保健指導実施状況

		平成 26 年度報告 (平成 27 年 11 月 1 日時点)			平成 27 年度報告 (平成 28 年 11 月 1 日時点)			平成 28 年度報告 (平成 29 年 11 月 1 日時点)		
		組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者	計
特定健康診査	対象者数 (人)	10,395	3,982	14,377	10,107	3,773	13,880	9,878	3,445	13,323
	受診者数 (人)	9,846	2,032	11,878	9,596	1,940	11,536	9,371	1,927	11,298
	受診率 (%)	94.7	51.0	82.6	94.9	51.4	83.1	94.9	55.9	84.8
特定保健指導	対象者数 (人)	1,990	193	2,183	1,912	191	2,103	1,952	185	2,137
	終了者数 (人)	410	45	455	307	27	334	316	21	337
	終了率 (%)	20.6	23.3	20.8	16.1	14.1	15.9	16.2	11.4	15.8